

2009年9月

「国内クレジットの取得及び譲渡に関する契約(案)」の活用について

国内クレジット推進協議会

「国内クレジットの取得及び譲渡に関する契約(案)」は、温室効果ガスを削減し我が国の京都議定書目標達成のための有効な手段の一つである国内クレジット制度の活用を推進し、利便性を高めるために同制度利用者に対し提供するものである。

国内クレジット制度を活用した温室効果ガス排出削減事業には、工場におけるボイラー交換をはじめビルや商業施設等における空調交換や照明交換など様々な種類の排出削減事業が想定される。また、同制度を活用する当事者についても、幅広い業種の中小企業等での活用が想定されるほか、様々な大企業等やその他の関連事業者の関与、協力が想定されるところである。

それぞれの排出削減事業や当事者が様々であることに加え、各排出削減事業における関係当事者間の役割分担等もケース・バイ・ケースであり、当制度を活用して排出削減事業をスムーズに進めていくためには、個々の排出削減事業において関係当事者間で予め役割分担やスケジュール等を定めておくことが重要である。

このような観点から、当契約書(案)は単に国内クレジットの譲渡に関する事項を定める契約案であることに加え、これから排出削減事業に取り組む際に当事者間で取り決める必要がある事柄を可能な限り網羅的に記し、事後のトラブルを防止し、以って制度活用をより高める観点から作成されたものである。従って、当契約書(案)には当制度より国内クレジットを得るまでの間の当事者間の役割分担等についても一定の記載がなされることが予定されている。

当契約書(案)は、できる限り汎用性が広い契約案の作成を心がけたが、もとより個別性の強い各排出削減事業の全てを網羅できるものではない。排出削減事業の進捗状況やそれぞれの関係当事者の顔ぶれといった個々の事情に応じて当事者間で必要な加筆修正を適宜行い、また必要に応じて弁護士等の専門家の助言を得たうえで契約の締結をお願いしたい。また、国内クレジット制度の運用状況によっては、当契約書(案)の内容がそぐわないケースも想定される。制度運用状況や制度利用者の実務等を勘案し、必要に応じて適宜改定を行いたい。

末尾ながら、当契約書(案)の作成に当たっては、当協議会の法務・会計・税務専門家グループの委員各位より多大なるご協力を頂いたことを感謝いたします。

国内クレジット推進協議会 共同代表
日本商工会議所 専務理事 中村利雄
(株)日本政策投資銀行 常務執行役員 長尾尚人

「国内クレジットの取得及び譲渡に関する契約(案)」の利用に当たっての留意事項

国内クレジット推進協議会事務局

1. 一般的事項

(1) 念頭においている取引形態について

当契約書(案)は、排出削減事業を実施する中小企業等と大企業等との間の契約(いわゆる「プライマリー取引」)を念頭においている。国内クレジットが交付された後、第三者間での売買(いわゆる「セカンダリー取引」)を行う場合には、当契約書案の第2章の多くの部分が不要となる。

(2) 契約タイミングについて

排出削減事業及び国内クレジット認証等にかかる作業の進捗段階により、契約書に盛り込むべき事柄は異なる(より初期段階で契約するほど、契約書に盛り込むべき事柄は増える)。

当契約書(案)は、幅広く活用されることを念頭に置き、排出削減事業や国内クレジット認証手続作業の進捗状況に応じて記載内容を変えるべき部分は、別紙に位置付け、契約本文はできる限り加筆修正がなくとも多くの利用者に活用してもらえるよう記載している。

(3) 国内クレジットの譲渡にかかる基本的考え方

① 国内クレジットの流れについて

当契約書(案)の作成にあたっては、国内クレジットは譲渡人(中小企業等)の口座に記録されることなく、当初から全ての国内クレジットが譲受人(大企業等)の口座に記録されるとの事務フローを前提にしている。上記の事務フローを前提とした法律上の整理については、口座記録を重視して大企業等が国内クレジットを原始取得するという見解もありうるが、現時点において、口座記録に温対法のような法律上の効果が付与されていないこと、制度設計、当事者の合理的意思解釈等からして、譲渡人(中小企業等)が国内クレジットを原始取得し、これを譲受人(大企業等)が本契約により承継取得すると理解することも十分可能であり、本契約書(案)もかかる理解を前提にしている。

② 国内クレジットの譲渡の枠組みについて

一般に排出権の取引の契約においては、毎年の取引数量と取引年数を予め定めて契約するケースと、毎年の取引数量を定めずに、複数年での取引総量のみを定めるケースがある。中小企業等における排出削減プロジェクトは、一般に施設の稼働状況等により、毎年の排出削減量の変動することから、当契約書(案)においては、毎年の取引数量を定めずに、複数年での取引総量のみを定めている。(毎年の取引数量を定めた場合、交付された国内クレジットの数量が取引数量を満たさない場合におけるペナルティ等の対処や、逆に上回った場合の対処が契約上必要となり、契約が複雑化する恐れがある)

従って、交付された国内クレジットは、契約数量を満たすまで全量が譲受人(大企業等)に引き渡されることとなり、契約数量を満たして支払が全て済んだ段階で当該契約は終了することとなる。

(4) 取引に先立っての確認書類等

当契約書(案)は、汎用性を高めるため、個別性の高い部分は一部捨象している。例えば、国内クレジットの譲渡も含めた通常の商取引では、取引相手先の確認等のため、以下の書類を相互に求めるケースがある。当契約書(案)の活用の際には、必要書類について相互に確認して頂きたい。

(例) 商業登記簿謄本、決算書(過去数期分※)、印鑑証明書 等

※決算書については、契約期間中、継続して提示する可能性もある

2. 当契約書(案)の全体の構成(章立て)について

(1) 第1章 総則

第1章では、用語の定義や目的等を記載している。

(2) 第2章 国内クレジットの認証等にかかる当事者の義務

第2章では、国内クレジットが交付されるまでの一連のプロセスについて定めている。個々の排出削減事業により状況が大きく異なることから、個別の事情を記載する部分は別紙で記載することとし、契約書本文は極力加筆修正する必要が無いように工夫している。

なお、別紙には、中小企業等、大企業等、その他 ESCO 事業者やエネルギー事業者等の共同実施者の間で、各種手続や作業について、必要な作業の洗い出しと、作業分担、費用がかかる場合の費用負担等について記載していくこととなるが、検討すべき項目については、下記3. 及び別添を参照されたい。

(3) 第3章 クレジットの譲渡

第3章では、クレジットを中小企業等より大企業等に譲渡する際の数量、金額等を記載している。譲渡と支払のタイミングについては、一般に排出権が取引されるケースと同様に当契約書(案)においても譲渡した後に支払を行う順序としている。(前払い等は想定していない)

なお、譲渡に当たっては、実務上は、特段の手続を要することなく、国内クレジット認証申請書の「クレジット保有申請者」に記載された大企業等に国内クレジットの保有記録がなされるとの取扱がなされている。当契約書(案)は、現時点において実務上執り行われている手続を前提に作成されている。

(4) 第4章 債務不履行及び契約解除等

第4章では、契約当事者の経営破たんや、当契約書に定める事柄を遵守しなかった場合の対応を記載している。

(5) 第5章 一般条項

第5章では、守秘義務や担当者の連絡先、準拠法、管轄裁判所等の契約締結に

当たり定めるべき一般的事柄について記載している。

3. 国内クレジットの認証等に係る当事者の義務(第2章)について

先に記載した通り、国内クレジットが交付されるまでの一連のプロセスでは、契約のタイミングに応じて中小企業等、大企業等、その他 ESCO 事業者やエネルギー事業者等の共同実施者の間で、各種手続や作業について、必要な作業の洗い出しと、作業分担、費用がかかる場合の費用負担等について種々定める必要がある。具体的な作業分担や費用負担等については、それぞれ第2章に関連する別紙 2.1～2.5 で記載することとなる。これら別紙で想定しうる記載項目については、別添の通りであり、当契約書(案)の活用にあたっては、別添に記載された項目について、個々の排出削減事業の事情に即し、検討して欲しい。

4. 当契約書(案)の更なる改善・要望について

当契約書(案)の活用にあたり、更なる改善点や留意点、要望等があれば、是非、事務局宛にご意見を寄せていただきたい。国内クレジット推進協議会事務局としても、より汎用性が高く制度利用者の利便に資する契約書(案)を目指していきたい。

以 上

第2章に関連する各別紙において検討すべき事柄

別紙 2.1 排出削減方法論に関する合意事項で検討すべき事柄

1. 対象削減事業で用いる方法論が承認排出削減方法論である場合
 - (1) 承認排出削減方法論の名称及び番号を記載
 - (2) (必要に応じ)最終的に(乃至は、一定期日までに)承認排出削減方法論に該当しないとされた場合の措置等(基本的には当契約書案第4.1条により契約解除となるものと思われるが、詳細に規定する必要があるれば、別紙で合意することも可能)
2. これから方法論の承認を得るものである場合
 - (1) 役割分担(譲渡人、譲受人、共同実施者などの第三者ⁱ⁾)、費用分担等
 - ① 方法論の承認申請書の作成
 - ② 申請のタイミングと提出先への提出
 - ③ (場合によって)コンサルタント等の選定のタイミング、選定方法
 - ④ (場合によって)補助金申請等の手続作業
 - ⑤ 委員会からの指摘への対応
 - (2) (必要に応じ)最終的に(乃至は、一定期日までに)承認されない場合の措置等(基本的には当契約書案第4.1条により契約解除となるものと思われるが、詳細に規定する必要があるれば、別紙で合意することも可能)

別紙 2.2 排出削減事業計画の作成及び承認等に関する合意事項で検討すべき事柄

1. 排出削減事業の内容・排出削減事業計画の内容(プロジェクトを特定する部分)

(別紙 3.1 で特定されている場合には省略可能)
2. 役割分担(譲渡人、譲受人、共同実施者などの第三者)、費用分担等

- (1) 排出削減事業計画の作成～申請のフェーズにおける役割分担、費用分担等
 - ① 排出削減事業計画書のドラフティング
 - ② (場合によって) コンサルタント等の選定のタイミング、選定方法
 - ③ (場合によって) 補助金申請等の手続作業
 - ④ (場合によって) 現地調査の対応

- (2) 排出削減事業計画の審査のフェーズにおける役割分担、費用分担等
 - ① 審査機関/審査員の選定のタイミング、審査業務委託契約の締結、選定方法、審査に要する費用(審査機関/審査員に対して支払う報酬を含む。)の分担
 - ② 審査機関/審査員からの指摘への対応(関連情報の提示、排出削減事業計画の修正等)
 - ③ (場合によって)補助金申請等の手続作業
 - ④ (場合によって) 現地調査の対応
 - ⑤(必要に応じ)最終的に(乃至は、一定期日までに)審査で適合とならない場合の措置等(基本的には当契約書案第4.1条により契約解除となるものと思われるが、詳細に規定する必要がある場合は、別紙で合意することも可能)

- (3) 申請から承認までのフェーズにおける役割分担及び費用分担等
 - ① 排出削減事業承認申請書のドラフティング
 - ② 国内クレジット制度募集要項で示される必要書類(電子媒体含む)の、提出先への提出
 - ③ 委員会からの指摘への対応
 - ④ (必要に応じ)最終的に(乃至は、一定期日までに)不承認とされた場合の措置等(基本的には当契約書案第4.1条により契約解除となるものと思われるが、詳細に規定する必要がある場合は、別紙で合意することも可能)

別紙 2.3 排出削減事業の運営に関する合意事項で検討すべき事柄

1. 排出削減事業に基づき排出削減された削減量を(定期的に)モニタリング、データ保管

する役割分担、費用分担等（その頻度や手法等も記載が必要）

2. 計画と実績に乖離が生じた場合又は乖離が生じる恐れが生じた場合の通知及び計画値に向けての補正の役割分担等

別紙 2.4 排出削減実績報告書の作成及び実績確認書の取得に関する合意事項で

検討すべき事柄

1. 排出削減実績報告書の作成及び実績確認書の取得に関する役割分担（譲渡人、譲受人、共同実施者などの第三者）及び費用分担等
 - ① モニタリングによって得られたデータを元にした排出削減実績報告書のドラフティング
 - ② 審査機関/審査員の選任のタイミング・選定方法、実績確認業務委託契約の締結、実績確認書の取得に要する費用（機関/審査員に対して支払う報酬を含む。）の分担
 - ③ 排出削減実績報告書の作成及び実績確認書の取得時期
 - ④ （場合によって）補助金申請等の手続
 - ⑤ （場合によって）現地調査の対応
2. 審査機関/審査員からの指摘への対応（関連情報の提示、排出削減実績報告書の修正等）

別紙 2.5 国内クレジットの認証及び移転に関する合意事項で検討すべき事柄

国内クレジット認証申請書の申請フェーズにおける役割分担（譲渡人、譲受人、共同実施者などの第三者）及び費用分担等

- ① 国内クレジット認証申請書のドラフティング
- ② 国内クレジット認証申請書の提出時期
- ③ 必要書類（場合によっては電子媒体含む）の委員会への提出

ⁱ 譲渡人及び譲受人以外の第三者（以下、単に「第三者」という。）が削減事業の遂行において一定の役割を果たす場合には、以下のような対応が考えられる。まず、①第三者を本契約の当事者としたうえで、本契約の独立した当事者として、第三者が契約上の義務・責任を負うことが考えられる。この場合、本契約の別紙においては「第三者が」一定の役割を果たすことを規定することになる。これとは別の対応として、②第三者を本契約の当事者とはせず、第三者は譲渡人又は譲受人の履行補助者として考えることもあり得る。この場合、第三者が実際に果たすことが見込まれる役割については、本契約の上ではあくまでも譲渡人又は譲受人どちらか一方の役割として整理されることになる。この場合、本契約の別紙においては「譲渡人が」又は「譲受人が」当該役割を果たすことが規定される。そのうえで、本契約とは別の契約により、譲渡人又は譲受人から履行補助者たる第三者に業務が委託されることになる（従って、当該第三者の業務の執行に過誤があった場合には、別段の定めがなければ、依頼した者が本契約上の責任を負うことになる。）。本契約の別紙を作成するにあたっては、こうした整理を前提に各当事者（又は第三者）の役割分担を記載しなければならない。